

1 地域の設定

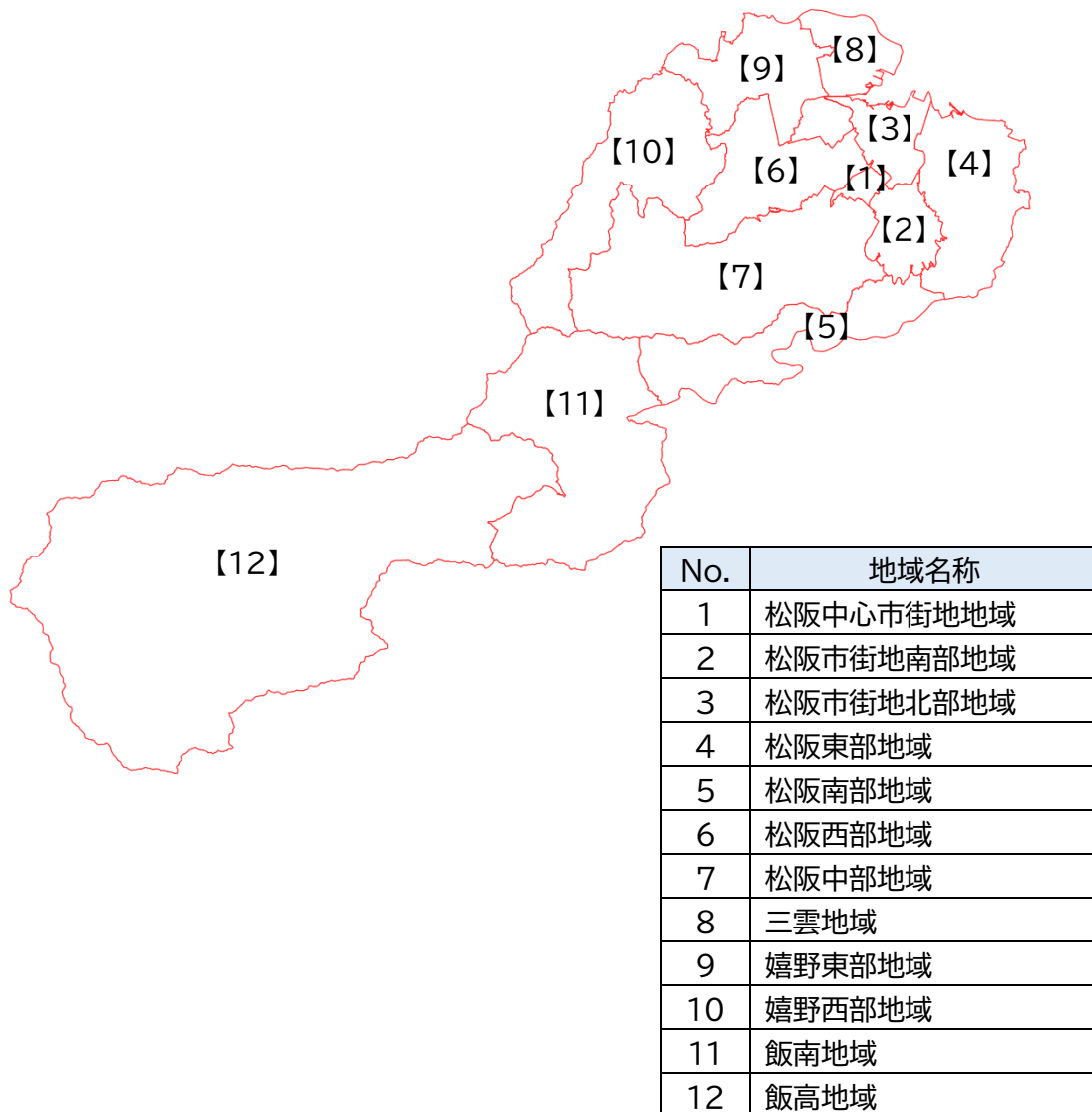
(1)地域区分

地域別構想は、全体構想との整合性を図りつつ、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するため、地域住民等と行政が共有する身近なまちづくりの方針を明らかにするものである。

都市計画運用指針においては、“地域の設定は、地形等の自然的条件、土地利用の状況、幹線道路等の交通軸、日常生活上の交流の範囲、区域区分等を考慮し、各地域像を描き施策を位置づける上で適切なまとまりのある空間の範囲とすることが望ましい。”とされている。

このため、本市において適切な範囲で各地域像を描き施策を位置づけるため、住民自治協議会のブロック単位や福祉まるごと相談室の圏域、地形地物、地域の生活圏等を総合的に検討し、12 地域を地域区分と設定する。

地域区分図



(2)地域別構想と地域住民の意向反映

地域別構想は、本市のめざす姿とその実現に向けて取り組む“都市づくり”をまとめた計画である全体構想と整合を図るとともに、地域の方々と地域の課題や地域づくりの方針を共有し、まちづくりを進めていくための計画である。

そのため、本計画の策定にあたり実施した住民自治協議会アンケート調査、地域別懇談会とあわせて、住民自治協議会が作成する「地域計画」等により、地域住民の意向を反映し検討を行った。

